

第4章 主要施策の推進について

基本方針別の施策の展開

第1節

基本方針1	いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進
-------	--------------------------

主要施策	1-1 地域包括ケアシステムの構築
------	-------------------

施策の方向性	(1) 地域ケア体制の充実
--------	---------------

○ 高齢者支援に携わる関係機関等との連携 【高齢者いきいき課】

高齢者支援に携わる関係機関（県保健福祉事務所、市社会福祉協議会、医療機関など）や関係団体（自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、NPOなど）とのネットワークを強化し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう地域における支援体制の充実を図ります。

そのために、各地域の関係機関や関係団体が集い、地域の課題の共有と解決方法の検討を行なう地域ケア会議等の開催を支援します。

【主な事業】

- 地域ケア会議の開催
- 地域福祉懇談会の開催
- 関係機関や関係団体との連携強化

施策の方向性	(2) 地域包括支援センターの機能の充実
--------	----------------------

○ 相談機能の充実 【高齢者いきいき課】

地域包括支援センターは、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが地域で孤立することなく生活していくために、高齢者にとっての身近なよろず相談窓口になっています。

高齢者の日々の暮らしにおける悩み事や、介護に関する初期相談、高齢者の

実態把握、権利擁護など、関係機関と連携を図りながら高齢者やその家族からの様々な相談を受け付けています。平成24年度以降は、地域包括支援センターを増設することにより、相談体制の充実に取組みます。

【主な事業】

- 地域包括支援センターの増設
- 地域包括支援センターを核とした高齢者支援体制の充実

○ 個別処遇困難事例の検討会議の開催 【高齢者いきいき課】

個人の生活様式等の多様化に伴い、一人ひとりの抱える課題も多様化しています。それぞれの個人や家族だけでは抱えきれなくなった課題に対しては、処遇困難事例として、地域からのSOSや高齢者本人や家族など、相談者からの依頼によって、地域包括支援センターや行政が中心となって、関係者を集めたケース検討会議を開催します。高齢者やその家族が地域から孤立しないよう、高齢者自身が尊厳をもって安心して地域で暮らせるように、そのケースに係わる支援者と他の関連行政機関との連携も含め、問題を解決に導くために個別に課題解決に取り組めます。

【主な事業】

- 個別処遇困難事例検討会議の開催

施策の方向性

(3) NPO・ボランティア団体との協働・連携

○ 高齢者日常生活支援への協働と連携 【福祉政策課、高齢者いきいき課】

増加する高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を行なっていくためには、公的な制度による介護サービスだけでなく、地域のボランティア団体や市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠となり、その役割がますます重要となってきます。

そのため、市と市社会福祉協議会が共同で運営している鎌倉市地域福祉支援室を中心にこれらの活動団体などの支援を行います。

【主な事業】

- 在宅高齢者生活支援サポーターの養成と活用
- 地域の先進的な取り組み事例の情報収集と発信
- 市民活動団体・NPO等への支援
- 地域福祉活動の担い手に対して、資質向上に向けた各種研修等の実施

施策の方向性	(4) 地域での支え合い活動の推進
--------	-------------------

- **地域住民の地域福祉に対する意識を高めるための取組み** 【福祉政策課】
東日本大震災の発生以降、地域ではお互いに顔の見える関係を築き助け合い、協力し合って地域を守っていこうという機運が高まってきています。
自治会・町内会をはじめとする自治組織活動や、地域のボランティア活動などに積極的に参加して、自らが地域の一員として関わっていけるような取組みを行います。

【主な事業】

- 地域ケア会議の開催（再掲）
- 地域福祉に関心のある人材の発掘と養成
- お祭りなど、自治会・町内会活動の推進
- 民生委員児童委員への活動支援及び研修の実施

施策の方向性	(5) 見守り体制の充実
--------	--------------

- **高齢者見守り体制の充実**
【高齢者いきいき課、福祉政策課、消防本部、総合防災課】
近所付き合いが希薄化してきている現状を踏まえ、地域での気付き・見守り体制づくりを推進し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるしくみづくりの充実を図ります。

【主な事業】

- 一人暮らし高齢者登録制度の周知及び促進
- 自治会・町内会、民生委員児童委員協議会などとの連携を強化し、地域での気付き・見守り体制づくりを促進
- 地域包括支援センターによる見守り体制の充実
- ファイヤーヘルパー登録制度の周知及び連携強化
- 災害時における要援護者登録制度の周知及び連携強化

主要施策	1-2 高齢者の尊厳を守る取組みの推進
------	---------------------

施策の方向性	(1) 認知症高齢者への支援施策の充実
--------	---------------------

- **認知症高齢者への支援施策の充実** 【市民健康課】
認知症への対応は、早期発見・早期治療とともに地域での理解あるサポートが必要であることから、身近な地域で気軽に家族の抱える悩みや課題を軽減で

きるよう相談機能を充実します。

また、認知症サポーター養成講座や認知症になっても地域でその人らしく暮らすために認知症高齢者やその家族を支えるためのまちづくりを図る認知症地域支援フォーラムの開催を通じて、認知症への理解を深め、地域でその人らしく暮らせる体制や工夫を共に考える機会を図ります。

【主な事業】

- 認知症相談の充実
- 認知症サポーター養成講座の充実
- 認知症地域支援フォーラムの開催
- 子ども認知症サポーター養成講座の開催

施策の方向性	(2) 高齢者虐待防止対策の推進
---------------	-------------------------

○ **高齢者虐待防止対策の推進** 【高齢者いきいき課】

高齢者虐待防止に向けては、様々な機会を捉え、気になることがあれば地域包括支援センターや市担当課に相談するよう虐待予防の周知・啓発を図ります。

また、高齢者虐待について、その家庭に関わるあらゆる機関との連携の強化により、情報の共有と支援方法を明確にし、解決に向けた家族支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の一層の活用を図ります。

【主な事業】

- 高齢者虐待防止相談の充実
- 高齢者虐待対応ケース検討会議
- 高齢者虐待防止に対する研修の充実

施策の方向性	(3) 成年後見制度の利用促進
---------------	------------------------

○ **成年後見制度の利用促進** 【高齢者いきいき課】

成年後見制度の周知・啓発を行い、様々な相談や利用支援を図ります。

また、成年後見制度に関わる様々な機関からなるかまくら成年後見制度連絡会を活用し、相談対応及び利用支援のための連携を図ります。

また、市民後見人を活用する仕組みづくりに取組みます。

【主な事業】

- 成年後見制度利用相談
- 成年後見制度利用支援補助金
- 成年後見制度周知・啓発
- 市民後見人の活用
- 市社会福祉協議会との連携の強化

施策の方向性	(4) 福祉教育の推進
---------------	--------------------

○ **学校における福祉教育・体験活動の実施** 【教育指導課、市民健康課】

高齢者福祉や介護は、本人と家族といった当事者のみの課題でなく、地域社会全体の課題として捉えていく必要があります。

学校教育においては、総合学習の時間などを利用して市内にある高齢者に関連する施設に慰問見学を行ったり、ご近所の高齢者を学校に招いてむかし遊び教室を開催するなど、小中学校における福祉教育、体験学習などを通じた世代間交流を積極的に行なうことができるよう、体制の整備をします。

【主な事業】

- 世代間交流の実施
- 市民講座などによる福祉教育の推進

○ **市民講座などによる福祉教育の推進** 【市民健康課】

高齢者福祉や介護について、市民講座などを開催することによって、地域の課題として関心を高めてもらえるよう支援します。地域において福祉教育を推進し、地域福祉を担っていく人材の発掘・育成に取り組めます。

【主な事業】

- 鎌倉市地域福祉支援室との連携強化
- 認知症サポーター養成講座の充実（再掲）

○ **認知症啓発講座の拡充** 【市民健康課】

認知症高齢者は、高齢者人口の増加などにより増えていくと見込まれており、認知症になっても、在宅で生活される人も多くなると考えられています。認知症の早期発見・早期対応によって発症後の生活支援をするために、認知症に関する知識の普及に努めます。

【主な事業】

- 認知症サポーター養成講座の充実（再掲）
- 子ども認知症サポーター養成講座の開催（再掲）

主要施策	1-3 在宅生活支援サービスの充実
-------------	--------------------------

施策の方向性	(1) 高齢者の在宅生活の支援
---------------	------------------------

○ **高齢者の在宅生活の支援** 【高齢者いきいき課、福祉政策課、資源循環課】

高齢者が住みなれたまちで安心して暮らしていけるよう、民生委員児童委員、警察、交通機関、福祉施設と協力し見守り体制の推進に取り組むとともに、一人

暮らし高齢者登録の一層の推進方法について検討します。要介護認定を受けている人の在宅生活を地域のグループと市が連携して支援し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

また、高齢者向け住宅や鎌倉市消費生活センターなど、他の行政サービスの情報提供や連携を密にし、福祉サービスのより利用しやすい環境づくりに取り組めます。

【主な事業】

- 緊急通報装置の貸出し

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標利用人数	570 人	580 人	590 人	600 人

- 配食サービス

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標利用人数	250 人	260 人	270 人	280 人

- 一人暮らし高齢者登録
- 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム
- 訪問理美容サービス助成
- 市民団体給食サービス及びホームヘルプサービス等
- 紙おむつの支給
- 障害者控除対象者認定書の発行
- 家庭ごみの声かけふれあい収集
- 福祉有償運送事業

施策の方向性	(2) 介護者への支援
---------------	--------------------

○ **介護者への支援 【高齢者いきいき課】**

要介護高齢者の介護者の年齢は、年々高齢化しており、介護負担の増加や介護者自身も健康に不安を抱いている、いわゆる老老介護の現状があります。

高齢者の支援体制の充実には、介護者への支援も欠かせません。介護者が急病になった時などに要介護認定者が緊急にショートステイを利用できる仕組みをはじめ、介護者の負担軽減や健康維持・増進を図るサービスを提供します。

【主な事業】

- 介護家族教室
- 配食サービス（再掲）
- 紙おむつの支給（再掲）
- 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム（再掲）
- 特別ショートステイの利用

主要施策	1-4 医療との連携強化
-------------	---------------------

施策の方向性	(1) 医療と介護の連携強化の推進
---------------	--------------------------

○ **医療と介護の連携会議の実施** 【高齢者いきいき課、市民健康課】

住み慣れた地域でいつまでも、その人らしく尊厳をもって暮らし続けるために、訪問看護やリハビリテーションの充実強化や、在宅介護サービスの充実について検討します。

また、家族や経済の状況などの社会的な問題、本人の疾病や身体状況などが複雑に絡み合って退院後の行き場が見つけづらい高齢者が増加していることから、医療、介護、福祉の連携による退院支援のしくみ作りに取り組みます。

【主な事業】

- 医療と福祉の連携会議の開催
- サービス付き高齢者向け住宅の整備
- 認知症地域支援フォーラムの開催（再掲）

施策の方向性	(2) 医療系サービスの充実強化
---------------	-------------------------

○ **医療系サービスの推進** 【高齢者いきいき課】

介護職員や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引など、医療行為の実施が法的に可能になることから医療系サービスの導入を推進します。

また、単身・重度の要介護者等に対応できるような、24時間対応型の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを整備します。

【主な事業】

- 複合型事業所（小規模多機能型居宅介護と訪問看護など）の整備
- 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの整備
- 介護老人保健施設の整備